

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年燕市条例第53号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 22 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年燕市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「著しく危険であると」を「著しく危険であるもの又は心身に著しい負担を与えるものとして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。